

営業1XY番号の有意性に関する弊社の考え

第6回WGにおける日本テレコム様の提示意見に対してコメントがございましたので、改めて弊社の考え方を示させていただきます

第6回WGでの議論後においても、今回のアンケート調査結果及び考察についての弊社意見は、以下のとおり変わりはありません

「新規サービスの申込み者は、新規サービス内容(仕様)や料金等でサービス提供事業者を選択する意向が高く、受付番号の桁数差は公正競争上の問題となるほどの有意差はない」

新規サービスの営業においては、サービス仕様や料金、アフターサービスの充実等で事業者間の差別化を図ることが十分に可能であることから、事業者間で営業受付番号の桁数に差があっても問題ないと考えます。

なお、第6回WG日本テレコム様の意見に対する弊社コメントは、別紙の通りです

【別紙1】ユーザアンケート調査結果に対して

【別紙2】日本テレコム様の意見に対して

【別紙1】ユーザアンケート調査結果に対して

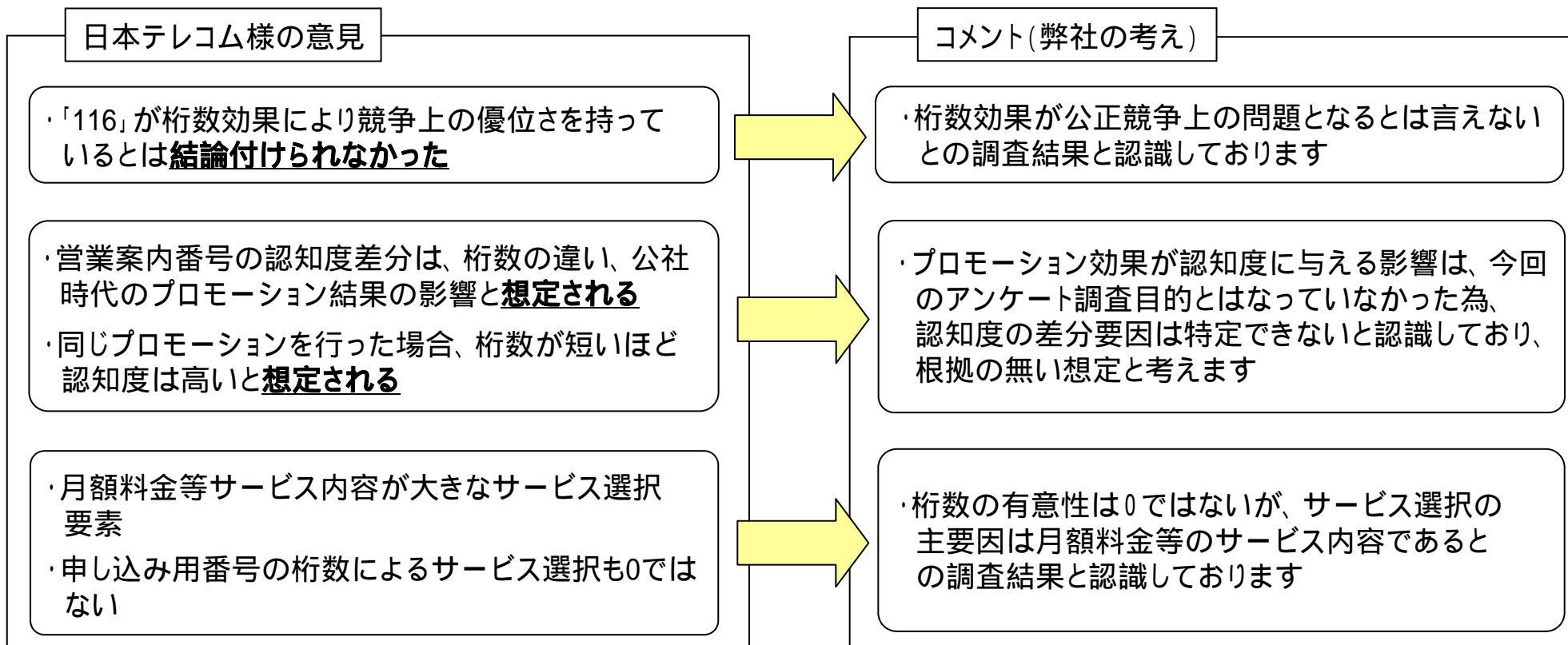
アンケート調査結果より、以下の点が共通認識として明らかになったと考えます。

「116」が桁数効果により公正競争上の問題となるような有意差を持っているとは結論付けられない

営業案内用番号の認知度の差分要因は、アンケート調査結果からは特定できない

(今回のアンケート調査は、認知度の差分要因までを分析する目的で実施していない)

桁数の有意性は0ではないが、月額料金等サービス内容が大きなサービス選択要素である



【別紙2】日本テレコム様の意見に対して

日本テレコム様の意見(結論)

- ・企業努力以外の競争条件(桁数差異)は公平とすべき
- ・NTT東西の固定電話シェア99%を勘案する必要がある
- ・過去の研究会で「116」営業・料金案内は、当面利用可と整理されている

「116」を新規サービス加入促進等の営業活動には利用しないことを検討する必要があると考える。(営業活動については「0120…」や「00XY…」等の着信課金番号を利用)

コメント(弊社の考え)

- ・論点は「新規サービス営業に利用する番号の桁数差異が公正競争上の問題となるか」であり、「お客様はサービス内容や料金等でサービス提供事業者を選択する意向が高く、受付番号の桁数差は公正競争上の問題となるほどの有意差はない」事が、アンケート調査結果により明白となったと考えます
- ・ブロードバンドサービスについては、ADSLやFTTHサービスなどのサービス別や地域別により事業者のシェア状況は大きく異なっており、これは、まさしく受付番号とは関係なくサービス内容や料金などを中心とした激しい競争が行われてきていることを示していると考えます
- ・事業者の論理で営業案内番号を着信課金番号等に変更する事は、弊社のみならず既に短桁番号を営業案内番号としている他社様も含め、お客様の利便性低下につながるものであり、実施すべきではないと考えます